

審 査 基 準 整 理 票

処分名	高額介護サービス費の支給		
根拠法令名	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）	（条項）第 5 1 条第 1 項	
基準法令名	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）	（条項）第 5 1 条第 2 項	
	介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）	（条項）第 2 2 条の 2 の 2 第 1 項から第 1 3 項まで	
	介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）	（条項）第 8 3 条の 2 及び第 8 3 条の 3	
所管部署	健康保険部 介護保険課 給付係		
標準処理期間	（申請締日から） 2 0 日	法定処理期間	—
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>高額介護サービス費の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。</p> <p>なお、当該法令が記載された図書は、担当課において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>介護保険法 （高額介護サービス費の支給）</p> <p>第五十一条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額（次条第一項において「介護サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。</p> <p>2 略</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。